

(答申第150号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（不存）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

(1) 審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成29年3月12日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。

(2) 本件公開請求の内容

関市倉知字会所前805番地他21筆、都市計画法（昭和63年法律第100号）第35条の2第1項の規定による開発行為変更許可申請に係る許可書の写し、工事着手届書及び以下に記載する図書

水中ポンプ等の仕様書、排水施設計画設計報告書①、土地利用計画平面図（カラーの図面）、造成計画縦横断図、車両出入口（A）、（B）、（C）、（D）詳細図、柵工全て（雨水取込柵工共）、余水吐工、下水施設計画平面図、下水道縦断図、流域図（カラーの図面）、ポンプ取込み・排出構造図、地下雨水貯留槽構造図、可変側溝⑩、⑪の流量計算書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求のうち、可変側溝⑩、⑪の流量計算書（以下「本件計算書」という。）については、請求に係る公文書を取得していないことを理由として公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年3月28日付け中建築第181号の2により、審査請求人に通知した。

また、本件計算書以外の公文書については、条例第6条第1号及び第3号に該当する情報が記載されているとして公文書部分公開決定を行い、同日付け中建築第123号の4により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として平成29年4月11日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、平成29年4月19日付け建築第88号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件計算書の公開を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 「都市計画法第35条の2第1項の規定による開発行為変更許可申請書」について、貴県担当課（所）の書類図書審査に基づき多くの不備事項訂正回答指示が出されている中で本件計算書も提出指示を行うべきである。

他にも審査不足、再審査の必要な施設が存在しているように見受けられる。

- (2) 可変側溝⑩、⑪は関市の管理であることから設計・仕様の可否は関市が判断するとの考え方もあるが、開発行為の許可権者である岐阜県知事が都市計画法に基づいて審査すべきと考える。

- (3) 関市では1ha以上の開発行為の調整池に関しては岐阜県にて審査されるので、関市では審査しないとの回答を得ている。

- (4) 可変側溝⑩、⑪はネック点とはなっていない根拠は流下能力算定なしでどのように判断されたのか、算定されたのならばその計算書を提示下さい。

### 第4 実施機関の主張

#### 1 趣旨

本件処分は妥当である旨の答申を求める。

#### 2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件計算書を取得していないことについて

都市計画法に基づく開発行為に係る許可申請書（変更の場合を含む（以下同じ。））は、市町村の長を経由して提出するものとされている。また、提出された書類に不足や記載内容の誤りがある場合には、追加提出や修正といった補正を求めている。

本件公開請求に係る開発行為変更許可申請書には関市を経由して実施機関に提出されたが、本件計算書は添付されておらず、また実施機関も追加提出を求めなかった。

したがって、実施機関は、本件計算書を取得していない。

- (2) 本件計算書が不要であることについて

流量計算書とは、降雨時に想定される排水施設への雨水の流入量及び当該排水施設の流下能力を算定したものであるところ、岐阜県宅地開発指導要領に基づき、調整池への流入経路の排水施設については、流量計算書の提出を求め、溢水するかどうかの審査を行っている。

一方、調整池からの放流先の公共が管理することとなる排水施設については、断面寸法、勾配及び流域面積等から算出される各排水施設の単位流域面積当たりの許容放流量（以下「比流量」という。）を算定し、その結果、比流量が最少となる部分（以下「ネック点」という。）の比流量により、調整池からの放流量が適正かどうかの審査を行っており、この場合、流量計算書の提

出は求めている。

本件公開請求に係る開発行為においては、可変側溝⑩、⑪は調整池からの放流先の関市が管理することとなる排水施設であるため、本件計算書の提出は不要である。

なお、可変側溝⑩、⑪の設置箇所は、ネック点とされているものでもない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件計算書の存在を前提に、本件処分を取り消し、公開することを求めている。

これに対し、実施機関は、本件計算書を取得しておらず、非公開決定をしたと主張し、審査請求人からも本件計算書の存在をうかがわせるものは、特段提示されていない。

また、当審査会が実施機関から聴取したところによれば、「岐阜県宅地開発指導要領に基づき、調整池への流入経路の排水施設については、流量計算書の提出を求め、溢水するかどうかの審査を行っているが、調整池からの放流先の公共が管理することとなる排水施設については、流量計算ではなくネック点の比流量により審査を行うため、本件公開請求に係る開発許可申請書類に本件計算書は添付されておらず、実施機関も追加提出を求めている。」というものである。

これらの点を検討するに、本件計算書を保有していないという実施機関の説明が、不自然・不合理であるとは認められず、本件処分は妥当である。

### 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記のほか、実施機関が本件計算書を保有していないとしても、本来取得すべきであった旨主張するが、審査請求人の当該主張は、不存在を理由とする本件処分の是非に影響を及ぼすものではない。

### 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

|                           | 審 査 の 経 過            |
|---------------------------|----------------------|
| 平成29年4月19日                | 実施機関から諮問を受けた。        |
| 平成29年6月20日                | 実施機関から弁明書（写し）を受領した。  |
| 平成29年6月30日                | 実施機関から反論書（写し）を受領した。  |
| 平成29年8月24日                | 実施機関から再弁明書（写し）を受領した。 |
| 平成29年10月17日<br>（第150回審査会） | 諮問事案の審議を行った。         |

|                           |                                   |
|---------------------------|-----------------------------------|
| 平成29年11月21日<br>(第151回審査会) | 実施機関から口頭意見陳述を受けた。<br>諮問事案の審議を行った。 |
| 平成30年1月16日<br>(第152回審査会)  | 諮問事案の審議を行った。                      |

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

| 役職名 | 氏名    | 職業等          | 備考 |
|-----|-------|--------------|----|
|     | 川田 智子 | 行政書士         |    |
| 会長  | 栗山 知  | 弁護士          |    |
|     | 下條 芳明 | 朝日大学法学部教授    |    |
|     | 松浦 好子 | 岐阜県商工会女性部連合会 |    |
|     | 和田 恵  | 弁護士          |    |

(五十音順)